

Security BOSS ゲートウェイ・セキュリティ運用監視サービス

重要事項説明書

ゲートウェイ・セキュリティ運用監視サービスのご利用にあたっては、この「重要事項説明書」の内容を十分にご理解の上お申し込みください。

■ 利用規約

- ・ 本サービスは、「ゲートウェイ・セキュリティ運用監視サービス利用規約」に基づいて提供します。
- ・ 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下「当社」といいます)は、利用規約、仕様書、料金表を変更することがあります。利用料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。
- ・ 利用規約の変更は、当社のホームページへの掲載ほかの方法により当社よりお知らせいたします。ただし、このお知らせが到達しない場合にあっても、変更後の利用規約が適用されます。

■ 品質

- ・ 本サービスは、お客さまのネットワークに対して、通信速度の低下などの影響を与える場合があります。
- ・ 本サービスは、お客さまのネットワークに対する不正侵入、攻撃、ウィルス(スパイウェア含む)、スパム(フィッシングメール含む)、不正アクセスを完全に防ぐことを保証するものではありません。URL フィルタリングにおいて設定されたカテゴリーは、その内容を含む Web サイトを完全に制限することを保証するものではありません。
- ・ 本サービスで提供される監視結果に記載される情報は、お客さまの設備に対する危険性、リスクのすべてを網羅することを保証するものではありません。また、監視結果を基にお客さまが設備の改善や機器の購入等を行うことに対して、当社は一切の責任を負わないものとします。

■ 装置の管理、保守

- ・ お客さまは、当社よりサービス提供のために借用もしくは、購入(当社が認めたリース契約を含む)するゲートウェイ装置(以下「ゲートウェイ装置」といいます)を善良な管理者の注意をもって保管し、製造者によって定められた温度、湿度、電源等の環境基準を保持し、仕様に従った運用を行うものとします。
- ・ 当社では、ゲートウェイ装置に対して、次の行為を禁止しています。
 - ※ ゲートウェイ装置を当社の承諾なく設置場所から移動すること。
 - ※ ゲートウェイ装置を譲渡または担保に供すること。
 - ※ ゲートウェイ装置を分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること。
 - ※ ゲートウェイ装置のソフトウェアの全部または一部の第三者への譲渡、使用权の設定、その他第三者に使用させること。
 - ※ ゲートウェイ装置のソフトウェアの全部または一部を複製、改変、その他ゲートウェイ装置のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
 - ※ 当社の許可なくゲートウェイ装置の設定を変更すること。
 - ※ ゲートウェイ装置を転貸または売却して第三者に利用させること。
- ・ ゲートウェイ装置は、故障することがあります。
 - ※ お客さまの責任による故障、自然災害による故障および損傷、紛失または盗難の場合には、ゲートウェイ装置の修理費用または購入代価をお支払いいただきます。
 - ※ 上記以外の原因によるゲートウェイ装置の故障は、ゲートウェイ装置の製造メーカーが保守物品を供給できる範囲において当社が無償で修理、交換を行います。

■ サービス提供の中止

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することがあります。

- ・ 当社の本サービス用設備の保守、工事、または障害等やむを得ないとき。
- ・ 天災、地変、その他非常事態が発生、もしくは発生する恐れがあるとき。

上記の他、ゲートウェイ装置のライセンス更新作業のため、次の時期にサービスの利用を一時中止します。

- ・ サービス開始から一定期間経過後
- ・ サービス開始から2年後以降の契約更新時

■ 契約の解約

- ・ 本サービスの利用期間は、利用開始日から2年間を経過するまでとします。
- ・ 利用期間中にやむを得ず解除する場合、契約者は利用期間の残余の期間に相当する料金の全額を当社の定める期日までにお支払いいただきます。
- ・ 解除の日の1ヶ月前までに書面でその旨を通知することにより、本契約を解除することができます。通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1ヶ月未満である場合は、解除の効力は、当該通知があった日から1ヶ月を経過する日に生じます。
- ・ 契約者が契約の解除を行わない場合、利用期間は自動的に1年間延長されるものとします。
- ・ 本サービスの最長利用期間は利用開始日から5年間を経過するまでとします。

■ 装置の設定変更

- ・ お客さまがゲートウェイ装置の設定の変更を希望する場合には、当社所定の手続きにより申し出ていただきます。
- ・ ゲートウェイ装置の設定の変更には、利用規約に定めた変更工事費用の支払いが必要となります。

■ 料金の請求、支払方法及び支払期限

- ・ 本サービスの料金の課金開始日は利用開始日の翌月1日とします。ただし利用開始日が暦月の初日の場合は利用開始日を課金開始日とします。
- ・ 契約者は、次の各号の中から申込時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。
 - (1) NTT 東日本・西日本 電話請求書によるお支払い
 - (2) 請求書によるお支払い
 - (3) 口座振替
- ・ 契約者に請求する料金は以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。
 - (1) 初回の請求においては初期工事費用、または初期工事費用と再工事費用の合計額を請求します。
 - (2) ゲートウェイ装置の設定の変更、移設工事があった月の料金の額は、当該工事費用と月額料金の合計額とします。
- ・ 解除月の月額料金は、日割り計算を適用せず、当月1か月分の料金を請求します。

■ 注意

本説明書は、提供条件の抜粋であり、詳細は、利用規約、仕様書に記載してあります。

平成21年7月1日改定